

穴水町の特定創業支援事業のご案内

～創業をお考えの方、創業後間もない方へ～

穴水町では、産業競争力強化法に基づき、地域の創業を促進することを目的として、国から創業支援事業計画の認定を受けました。これにより、町内の創業支援事業者が実施する『特定創業支援事業』による支援を受けた創業をお考えの方や創業後間もない方（5年未満）が、以下の特例措置を受けることができるようになりましたので、ぜひご活用ください。

1. 特定創業支援事業とは

創業支援事業計画のうち、創業支援事業者が、創業を行おうとする方又は創業後5年未満の方に對して、特に「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識を全て習得できるよう4回以上、かつ、1か月以上にわたり継続的な支援（セミナーや相談窓口等）を行う事業をいいます。

なお、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識とは、次のような内容です。

- 経営：経営全般、経営理念、経営戦略、事業計画策定等に関すること
- 財務：財務、会計、経理、税務、資金繰り、資金調達等に関すること
- 人材育成：従業員の雇用、人材確保、人事、労務管理、人材育成等に関すること
- 販路開拓：商品開発、マーケティング、店舗演出、販売促進、販路開拓等に関すること

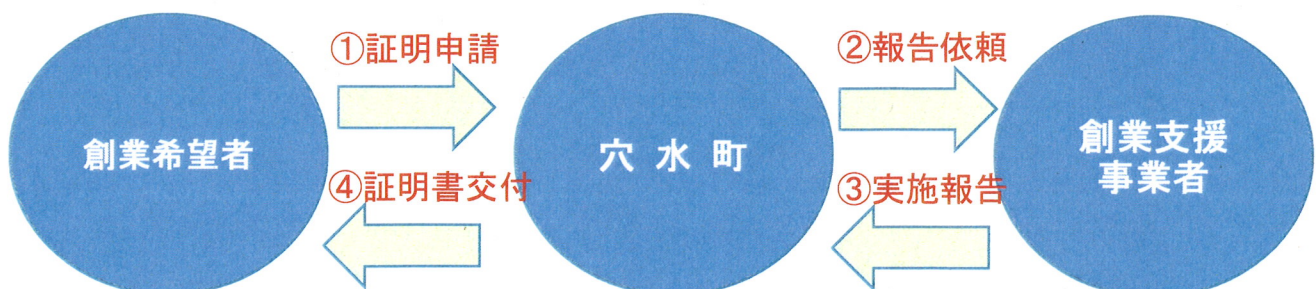
2. 特定創業支援事業を受けた方へのメリット

優遇措置	内 容	対 象 者
会社設立時の登録免許税の軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> ●株式会社又は合同会社は資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円⇒7.5万円に、合同会社の最低税額6万円⇒3万円に） ●合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に 	創業を行おうとする方又は事業を開始した以後5年を経過していない個人又は法人
創業関連保証の特例	事業開始6か月前から創業後5年未満の方について、無担保・第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充し、事業開始の6か月前から支援が可能	創業を行おうとする方又は事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人
日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足	新創業融資制度の自己資金要件を充足したものとして、同制度を利用することが可能	創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業の方

3. メリットを受けるためには

上記メリットを受けるためには、特定創業支援事業を受けたことについて、穴水町長の証明が必要となります。証明を受けたい方は、最終支援を受けてから5年以内に所定の証明申請書を穴水町に提出して下さい。穴水町は、創業支援事業者（穴水町商工会等）に支援内容を確認の上、証明書を発行します。

なお、申請時には、穴水町が申請者の住所、名称、氏名、電話番号、支援内容を創業支援事業者（穴水町商工会等）に提供し、創業支援事業者（穴水町商工会等）が穴水町に具体的な支援内容を報告することに同意していただきます。



穴水町の創業支援事業者

創業支援事業者	支援事業内容	問い合わせ先
穴水町商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業サポート窓口 ・ 起業塾セミナー 	TEL (0768) 52-0516
株式会社日本政策金融公庫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金融資相談 	金沢支店国民生活事業融資第二課 TEL (076) 263-7192
株式会社北國銀行		穴水支店 TEL (0768) 52-1212
のと共栄信用金庫		穴水支店 TEL (0768) 52-1110
興能信用金庫		穴水支店 TEL (0768) 52-1260
おおぞら農業協同組合		穴水支店 TEL (0768) 52-1170

※創業支援事業者が実施する特定創業支援事業（セミナーや相談窓口等）を4回以上かつ1か月以上にわたり、継続して支援を受けた場合に、町へ証明書の申請をすることができます。

◆申請様式について

特定創業支援事業による支援を受けて、証明書を申請する場合は、穴水町ホームページより所定の様式をダウンロードの上、穴水町役場 観光交流課へ2部提出して下さい。

申請書提出先・お問い合わせ先

穴水町観光交流課（穴水町役場1階）

〒927-8601 石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地

TEL (0768) 52-3671（直通） E-mail : kouryu4@sec.town.anamizu.ishikawa.jp